

香芝市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 2 7 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第 2 3 号

香芝市契約規則の一部を改正する規則

香芝市契約規則（昭和 3 9 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 2 項中「前項の期間内に」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 5 第 1 項の規定にかかわらず、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条第 5 項又は建設業法第 1 9 条第 3 項に規定する措置を講ずるときは、第 1 項に規定する契約書の作成に代えることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の香芝市契約規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に契約を締結するものについて適用し、施行日前に契約を締結したものについては、なお従前の例による。